

会 報

会報 55 号

目 次

会長あいさつ	1
全国精神保健福祉連絡協議会総会・理事会報告	3
自殺予防とアルコール	7
ホームページ「かえる・かわる」に掲載されている630調査の活用について	8
資 料	
1) 平成22年度精神保健に関する技術研修、自殺予防に関する研修 (独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所)	11
2) 厚生労働省「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」とりまとめ概要	17
3) 全国精神保健福祉連絡協議会規約	18
4) 全国精神保健福祉連絡協議会名簿	21

会長あいさつ

新たな精神保健福祉の構築をめざして

1960年の世界精神衛生年を契機にわが国の精神保健福祉活動は活性化し、1963年11月に福岡市で開催された第11回全国精神衛生大会の際に、当時の日本精神衛生連盟理事長であった内村裕之を会長として発足したのが全国精神保健福祉連絡協議会、つまり、本協議会である。若い方々には想像もできないほどの古いことであるが、同時代を生きてきた私にとってはめくるめく思いと高揚した気分を感じる日々であった。1963年に実施された第2回全国精神衛生実態調査は医師になって2年目に出会ったが、そときはその10年後にはわが手で1973年の第3回実態調査を企画立案する身になるとは想像もしていない。

1965年の精神衛生法改正は通院患者公費負担制度の導入により、入院治療中心の精神科医療から在宅で治療を進めるための外来治療中心へ精神科医療を誘導し、精神障害者の地域ケア推進にギアチェンジしようとしたはずであったが国民の意識はそこまで熟成しておらず、精神障害者への偏見・差別はなおかなりのものがあつた。その偏見・差別を揺り動かすような日本精神神経学会の会員の中から声が上がった精神病院解体という論理も一時期は盛り上がったが、大きな流れはやはり地道な精神障害者のリハビリテーションの推進という方向であつたことはよく知られている。

精神衛生活動と呼ばれたものが、精神保健活動といわれるようになったかと思うと精神保健福祉活動とあらためられ、ようやく精神障害者の医療や福祉という視点だけでなく国民の精神健康の保持増進という視点から精神保健が語られるようになった。それはわが国の高度成長経済の進展と不可分ではなく、一方では置き去りにされた精神障害者の福祉が強調されることとなったが、他方では高度経済成長の結果としてもたらされた国民のメンタルヘルス状況の悪化、つまり精神保健問題が大きく取りざたされるようになった。その最たるものが自殺問題であり1999年以降のわが国の自殺者が3万人を下らないという問題に直結している。

各地にある地方精神保健福祉協（議）会はこうした動きを察知して活動の内容をシフトさせてきている。それらは各地から寄せられる年度事業実績を拝見すれば明らかである。メンタルヘルスを「ポジティブメンタルヘルス」「サポーターティブメンタルヘルス」「トータルメンタルヘルス」の3面から考えることを提唱してきた私だが、これからのメンタルヘルス活動に求められるのは精神健康の保持・増進を図るためのポジティブメンタルヘルスだけでなく、ましてや精神障害者問題や登校拒否・不登校や引きこもりといったサポーターティブメンタルヘルスの問題ではなく、これからは地域を丸ごと見るというトータルメンタルヘルスの視点が必要になると考える。

各地における地域精神保健福祉協（議）会としても、これからの地域精神保健福祉活動のあり方に関して大いなる議論を起こしていただきたいと願うものである。

2010年7月

全国精神保健福祉連絡協議会

会長 吉川 武彦

（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 / 名誉所長
中部学院大学大学院人間福祉学研究所 / 教授）

全国精神保健福祉連絡協議会総会報告

平成 21 年度の全国精神保健福祉連絡協議会の理事会・総会は、平成 21 年 10 月 8 日（木）に秋田県において開催された。

この総会では、平成 20 年度事業報告、収支決算、平成 21 年度事業計画（案）、収支予算（案）、平成 22 年度事業計画（案）、収支予算（案）が承認された。

平成 20 年度 事業報告書

平成 20 年度においては、本会の事業を推進するため次のことを実施した。

1. 総会の開催
(平成 20 年 10 月 8 日(木)和歌山県)
2. 常務理事会及び理事会
常務理事会
(平成 20 年 8 月 21 日(金)東京 都)
理 事 会
(平成 20 年 10 月 23 日(木)和歌山県)
3. 第 56 回精神保健福祉全国大会への参加
(平成 20 年 10 月 24 日(金)和歌山県)
4. 「懇話会」の開催
(平成 20 年 10 月 23 日(木)和歌山県)
「世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』」
和歌山県教育庁
文化遺産課 課長補佐 小田 誠太郎 氏
5. 「地方精神保健」誌の発行、配布（第 28 号）
6. 各協（議）会機関誌等の収集及び広報活動

平成 20 年度 収支決算書

自 平成 20 年 4 月 1 日
至 平成 21 年 3 月 31 日

収入の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
会 費	1,610,000	平成 20 年度会費 46 都道府県分 @ 35,000
雑収入	3,745	銀行預金利息 2,053 (みずほ銀行八坂支店 普通預金) 1,692
繰越額	2,139,813	平成 19 年度からの繰越分
計	3,753,558	

支出の部

科 目	金 額	摘 要
諸謝金	40,000	懇話会講師謝金 20,000 総会、理事会協力謝金 20,000
旅 費	127,100	常務理事会出席旅費 (常務理事 3 名、事務局 2 名) 総会、理事会出席旅費 (会長、事務局 2 名)
需用費	733,715	印刷製本費 会報 (第 53 号) 208,845 地方精神保健(第 28 号) 360,045 通信運搬費 100,120 会場借料・会議費 64,705
賃 金	335,400	各種文書の発送・接受・整理等 延べ 43 日 @ 7,800 円
負担金	120,000	日本精神保健福祉連盟会費
HP 関連費	1,000,000	HP 開設費
雑役務費	5,355	送金料他
繰越金	1,391,988	翌年度への繰越額
計	3,753,558	

平成 21 年度 事業計画書 (案)

1. 総会の開催 (秋田県)
(平成21年10月8日(木) 秋田県)
2. 理事会及び常務理事会の開催
常務理事会 (平成21年8月7日(木) 東京都)
理 事 会 (平成21年10月8日(木) 秋田県)
3. 第 57 回精神保健福祉全国大会への参加
(平成21年10月9日(金) 秋田県)
4. 「懇話会」の開催
(平成21年10月8日(木) 秋田県)
『秋田文化 五つの特質一欠け縄文から「浜辺の歌」まで』
元秋田経済法科大学学長
井上 隆明 先生
5. 「地方精神保健」誌の発行、配布 (年 1 回発行)
6. 「会報」の発行、配布 (年 2 回発行)
7. 各協 (議) 会機関誌等の収集及び広報活動
8. 精神保健福祉事業功労者の厚生労働大臣及び
日本精神保健福祉連盟会長表彰候補者の推薦
9. その他
 - ① ホームページ開設について
 - ② 平成 20 年度障害者保健福祉推進事業
 - ③ 政令指定都市における連絡協議会の設置
状況調査

平成 21 年度 収支見込書 (案)

自 平成 21 年 4 月 1 日
至 平成 22 年 3 月 31 日

収入の部 (単位:円)

科目	金額	摘要
会 費	1,610,000	平成 20 年度会費 46 都道府県分 @ 35,000
雑収入	4,000	銀行預金利息
繰越額	1,391,988	前年度予定
計	3,753,813	

支出の部

科目	金額	摘要
諸謝金	70,000	懇話会講師謝金 50,000 総会, 理事会協力謝金 20,000
旅 費	161,070	総会, 理事会出席旅費 129,720 常務理事会出席旅費 31,350
需用費	924,000	印刷製本費 640,000 会報 (260,000) 地方精神保健 (380,000) 通信運搬費 100,000 会場借料・会議費 110,000 雑役務費 4,000 消耗品費 70,000
賃 金	335,400	各種文書の発送・接受・整理保管等業務 (延べ 43 人, 7,800 円/日)
負担金	120,000	日本精神保健福祉連盟会費
HP 作成費	200,000	HP 更新費
芸術作品管理費	100,000	
繰越金	1,095,518	翌年度への繰越額
計	3,005,988	

平成 22 年度 事業計画書 (案)

1. 総会の開催 (沖縄県)
(常務理事会: 東京都、 理事会: 沖縄県)
2. 常務理事会及び理事会の開催
3. 第 58 精神保健福祉全国大会への参加
4. 「懇話会」の開催 (沖縄県)
5. 「地方精神保健」誌の発行、配布 (年 1 回発行)
6. 「会報」の発行、配布 (年 1 回発行)
7. 各協 (議) 会機関誌等の収集及び広報活動
8. 精神保健福祉事業功労者の厚生労働大臣及び
日本精神保健福祉連盟会長表彰候補者の推薦
9. その他

平成 22 年度 収支見込書 (案)

自 平成 22 年 4 月 1 日
至 平成 23 年 3 月 31 日

収入の部 (単位:円)

科目	金額	摘要
会 費	1,610,000	平成 21 年度会費 46 都道府県分 @ 35,000
雑収入	4,000	銀行預金利息
繰越額	1,095,518	前年度予定
計	2,709,518	

支出の部

科目	金額	摘要
諸謝金	70,000	懇話会講師謝金 50,000 総会, 理事会協力謝金 20,000
旅 費	161,070	総会, 理事会出席旅費 常務理事会出席旅費
需用費	874,000	印刷製本費 590,000 会報 (210,000) 地方精神保健 (380,000) 通信運搬費 100,000 会場借料・会議費 110,000 雑役務費 4,000 消耗品費 70,000
賃 金	335,400	各種文書の発送・接受・整理保管等業務 (延べ 43 人, 7,800 円/日)
負担金	120,000	日本精神保健福祉連盟会費
HP 作成費	200,000	
繰越金	849,048	翌年度への繰越額を含む
計	2,709,518	

平成 21 年度全国精神保健福祉連絡協議会理事会・総会議事要旨

A. 理事会議事要旨

日 時：平成 21 年 10 月 8 日（木曜）13：00～14：00

場 所：秋田キャッスルホテル（秋田）

議 事：

1. 会長挨拶
2. 平成 20 年度事業報告、収支決算、会計監査報告が承認された。
3. 平成 21 年度事業計画（案）、収支予算（案）が承認された。
4. 平成 22 年度事業計画（案）、収支見込（案）が承認された。
5. その他：
 - 1) 日本精神保健福祉連盟理事会及び総会報告について
日本精神保健福祉連盟に推薦した表彰候補者全員が表彰されることの報告があった。
 - 2) 当連絡協議会の後援名義の使用許可について
後援名義使用許可状況（全国精神障害者地域支援協議会の全国大会、NPO 法人地域精神保健福祉機構主催リカバリー全国フォーラム）の報告があった。
 - 3) 地域自殺対策緊急強化基金について
全国精神保健福祉連絡協議会が実施主体となって、基金を活用できないかとの提案をした。

B. 総会議事要旨

日 時：平成 21 年 10 月 8 日（木曜）14：00～15：00

場 所：秋田キャッスルホテル（秋田）

議 事：

1. 会長挨拶
2. 平成 20 年度事業報告、収支決算、会計監査報告が承認された。
3. 平成 21 年度事業計画（案）、収支予算（案）が承認された。
4. 平成 22 年度事業計画（案）、収支見込（案）が承認された。
5. その他として理事会で議論のあったところを紹介し、理事会での議論の方向に進めていくよう承認された。

自殺予防とアルコール

はじめに

アルコール依存は「慢性自殺」とも言われますが、わが国の自殺対策においてアルコールの問題については必ずしも積極的に取り組まれていません。本稿では、自殺予防におけるアルコールの問題の重要性について述べます。

自殺とアルコールに関するわが国の現状と課題

わが国の先行研究で、アルコール依存症患者の自殺リスクの高さに言及したものはいくつかあります。しかし、うつ病対策を中心としたわが国の自殺予防の取り組みの中では、アルコール依存（アルコールの問題）が注目されることはほとんどありませんでした。そんな中で、平成 20 年 10 月の自殺総合対策大綱の改正（「自殺対策加速化プラン」）の中に、自殺のハイリスク者対策の推進でアルコール依存・薬物依存症が取り上げられました。しかしながら具体的な対策が示されているとはいえ、その取り組みはまさにこれからといえます。

わが国のアルコール依存症患者数は 80 万人と推計されていますが、アルコールの問題と自殺の関連性についての社会の認知は十分とは言えません。また、アルコール依存症が「否認の病」と言われるように、否認する本人をいかにして医療や福祉につなげていくかが課題でしょう。まずは、自殺とアルコールの問題について広く社会に啓発していくことと、アルコールの問題を抱えた人の自殺を予防するためにも、その実態を把握することが急務です。

アルコール依存・乱用と自殺

アルコール依存が自殺に関連する重要な精神疾患であることは諸外国の研究からも明らかになっていきます。例えば、自殺者が罹患していた精神疾患は、うつ病に次いで、統合失調症、アルコール依存が高率であること、アルコール依存・乱用への罹患が自殺のリスクを高めることなど、アルコール依存・乱用と自殺の関連性に言及したものが数多くあります。また、アルコール依存・乱用は他の精神疾患を合併することが多く、中でもうつ病が合併した場合には、自殺におよぶ危険性ははるかに高くなることが指摘されています。

自殺のリスクを高めるアルコール

アルコール依存・乱用といった精神疾患だけが自殺と関連するとは限らないということも重要なポイントです。アルコールの薬理作用が、抑うつ状態や孤独感などの心の苦痛を悪化させ、自身に対する攻撃性や衝動性を高め、心理的視野狭窄（自殺以外の解決方法がないかのように他の考えが思いつかなくなる状態）を促すことで、自殺行動のリスクを高めることが指摘されています。またアルコール摂取による不眠への対処は、質の低い睡眠しかもたらさず、結果として不眠をさらに悪化させてしまいます。他にもアルコールにまつわる問題は、家庭内不和、仕事の能率低下、人間関係の悪化、身体の不調、経済的困窮等、様々な負のライフイベントを引き起こし、自殺のリスクを高めることとなります。このように、アルコールの問題と自殺は、非常に強い関連性をもっているということが言えます。

求められる支援の連携強化

自殺予防には本人の生きづらさや、生き方の特徴に寄り添った支援が必要です。アルコールの問題を抱えた人にも同じことが言えるのではないのでしょうか。地域における医療機関や他職種の専門家、自助グループ等との連携を一層強化して、アルコールの問題と自殺の関連性について社会の理解を深め、支援の手を広げていくことが期待されます。

（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 赤澤正人）

「かえる・かわる」の630調査データの活用

はじめに

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課および障害福祉課は、毎年6月30日付で全国の精神科病院、「精神科」「神経科」を標榜する診療所等、障害者自立支援法関連施設・事業所（旧：精神障害者社会復帰施設）、および精神保健医療福祉行政について調査を実施している。この調査は「630調査」と呼ばれ、「精神保健福祉資料」という冊子に結果が公表されている。630調査は、わが国の精神保健医療福祉の概要の把握に欠かせない重要な調査である。

筆者らの所属する国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所精神保健計画研究部は、この630調査の実施・分析等に全面的に協力しており、その一環として、630調査データを活用して「精神保健福祉資料」とは異なった形で各種図表やデータを作成し、資料としてホームページ上で公表している。本稿では、これらの資料について簡単に紹介する。それぞれの地域における精神保健医療福祉の基礎的な資料として活用していただければと思う。

ホームページの紹介

筆者らは、「かえるかわる精神保健医療福祉の改革ビジョン研究ページ」

<http://www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku/vision/index.html> というホームページを作成し、精神保健医療福祉に関する様々な情報を公開している。海外における精神保健福祉に関する様々な施策の紹介や、わが国におけるユニークな取組みの紹介、各種資料などを掲載している。その中のひとつに「630調査関連データ」というコンテンツがあり、630調査データを用いて作成した以下の4種類の資料を入手することができる。

「精神保健福祉資料」

すでに刊行されている「精神保健福祉資料」をダウンロードすることができる（ただし平成16年度以降に限る）。現時点での最新版は平成19年度「精神保健福祉資料」である。刊行後に冊子の記載に誤りが見つかった場合には、このホームページ上に修正内容を掲載している。

「目で見える精神保健医療福祉」

「精神保健福祉資料」を元に作成したデータ集である。平成16年度に第1号を作成し、その後新たな精神保健福祉資料が刊行されるたびにデータを更新しており、最新版は第4号である。精神科病院の状況（例：精神科病床数、診断別・在院期間別等の在院患者数、平均残存率や退院率）や、デイケア・精神科診療所・社会復帰施設の利用状況（例：施設数、利用者数等）について、全国値の年次推移等をグラフに示しており、わが国における精神保健医療福祉の変化を視覚的に捉えることができる。

「全国および各都道府県の精神保健医療福祉に関する資料」

主に精神科病院に関する都道府県別の様々なデータが、統計表および年次推移グラフとして表示される。

統計表では、都道府県名と調査年を選択すると各都道府県の当該年度の精神科病床数や在院患者数（疾患分類別、性・年齢別、入院形態別）等の情報が入手できる。推移グラフでは、都道府県名と項目を選択するとその都道府県の経年変化がわかる。

「各都道府県の精神医療の状況の年次推移グラフ」

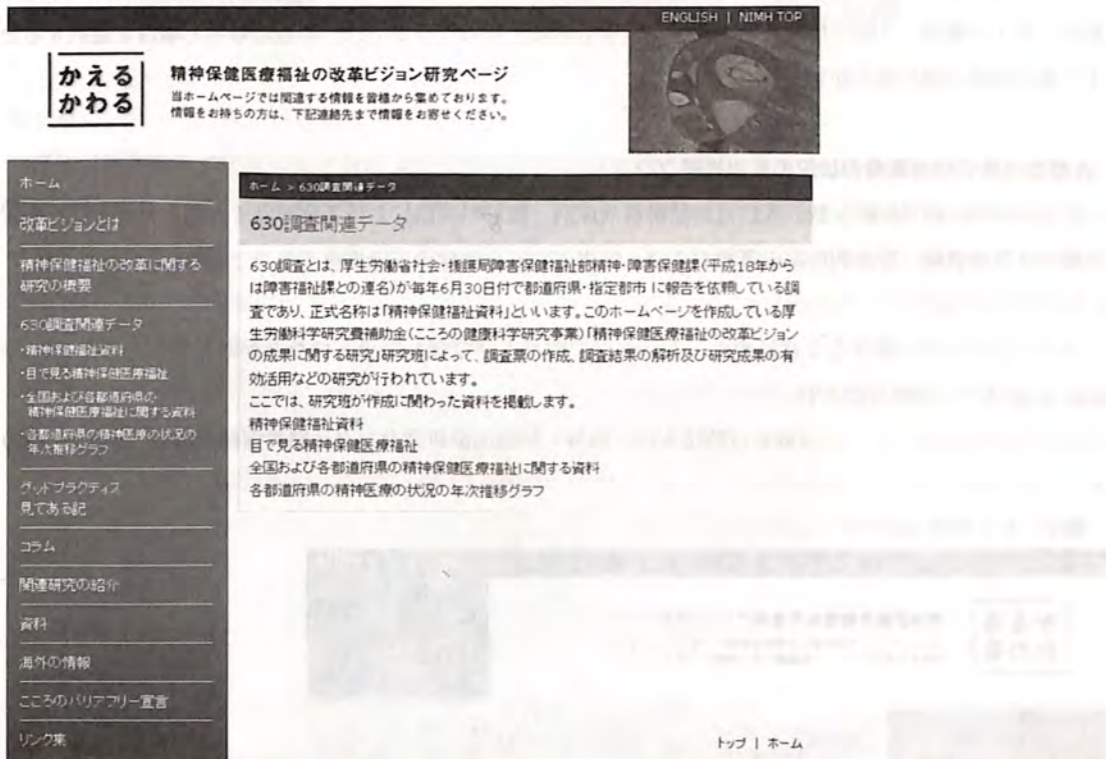
都道府県別の精神科病床数、人口万対精神科病床数、精神科病院における従事者1人あたり患者数、入院形態別在院患者数、年齢別在院患者数および入院患者の残存曲線の年次推移グラフである。

※ホームページに関するご意見やホームページで取り上げてほしいテーマなどがありましたら、vision@ncnp.go.jp までご連絡ください。

（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 小山明日香）

図1 トップページ

図2 630調査関連データ



平成 22 年度精神保健に関する技術研修

(独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所)

第4回 精神科医療評価・均てん化研修 (平成19年度から開始)

本研修は、精神科医療の質の評価とその活用に関する専門的知識および技能を修得することを目的としており、年1回開催します。

対象者は精神科救急・急性期医療施設において精神科診療に従事している専門医です。

本研修では精神疾患治療を担う精神科救急・急性期医療施設をとりまく現状を理解し、精神科医療の質を高めるための専門的知識および技能を学ぶことができます。

第5回 発達障害早期総合支援研修 (平成19年度から開始)

本研修は、発達障害児や家族への乳幼児期から継続的な支援をシステム構築する指導者の養成を目的としています。乳幼児健診などの機会に対人コミュニケーション面の発達を的確に把握することができれば、親や関係者の広汎性発達障害への気づきを高め、児や親への様々な支援にすみやかに繋げることが可能となります。本研修を通して、早期幼児期における発達障害の早期発見・早期支援の意義についての理解を深め、その方法についての最新の知識を習得することを目指し、年1回開催します。対象者は、自治体において乳幼児健診に携わる医師及び保健師で、発達障害支援について責任的立場にある方です。

第47回 精神保健指導課程研修 (昭和54年度から開始)

本研修は、精神保健福祉行政の計画的・組織的推進に関する専門的知識及び技術の修得を目的としており、都道府県等における精神保健福祉行政の中心的課題をテーマに年1回開催します。

対象者は都道府県(指定都市)等の精神保健福祉行政でキーパーソンの役割を担う中堅者または指導者です。

第9回・第10回 発達障害支援医学課程研修 (平成17年度から開始)

本研修は、生活する上で大きな困難をかかえながら、教育的・福祉的支援を受けにくい発達障害(自閉性障害、AD/HD、学習障害等)児・者の積極的支援につながる医学知識や治療介入に関する技能の獲得を目指すもので、年2回開催します。

対象者は発達障害者支援法の円滑な施行のため支援の中核となることを期待される医師で、内容は、発達障害に関する一定の知識を有する中級者向けとなっています。講師には、厚生労働省ほか、発達障害医学・医療・支援の第一線で活躍中の専門家を全国より広く招聘し、発達障害の診断・治療に関する最新の知見と支援の実際を学ぶことができます。

第5回 司法精神医学研修 (平成18年度から開始)

本研修は、医療観察法下における指定医療機関はもとより、刑務所等の行刑施設も含めた広範な領域において、重大な他害行為を行った精神障害者に対する介入を適切に行い、活躍できる人材の養成をめざし

ますための研修で、年1回開催します。

重大な他害行為に対する正確なリスク・アセスメント、司法精神療法（幻覚妄想と重大な他害行為に対する認知行動療法、内省プログラム等）について実践的な基本研修を行うとともに、司法精神医学に必要なとされる最新の知見を踏まえた講義を行います。

対象者は、指定医療機関や行刑施設、地域（保健所等）において精神医療に従事している医師、臨床心理技術者、看護師、精神保健福祉士等、幅広い職種の方の参加を期待します。

第1回 PTSD 医療研修（平成22年度から開始）

本研修は、国際的なガイドライン等を踏まえ、PTSDの概念、症状評価、診断、治療、社会サポート等について最新の知識を学ぶことを目的とし、司法や労災の関係でのPTSDの意見書の作成についても講義を行う。精神科等の医師、病医院で勤務し医師と共同で治療に当たる医療従事者を対象とし、年1回開催します。

第4回 自殺総合対策企画研修（平成19年度から開始）

本研修は、自殺対策を企画立案する地方自治体の担当者がその企画立案能力を習得することを目的とし、年1回開催します。

対象者は、都道府県（指定都市）等の精神保健福祉行政でキーパーソンの役割を担う中堅者または指導者です。

第8回 摂食障害治療研修（平成15年度から開始）

本研修は、「摂食障害治療」の実践的トレーニングを目指すもので、年1回開催します。

対象者は摂食障害に関心を持つ精神科、心療内科、小児科臨床に従事している医師、臨床心理業務に従事する者です。

低年齢化や慢性例・難治例の増加によって、摂食障害は治療に難渋し、専門性が要求されます。認知行動療法、力動的療法の実践など臨床現場で豊富な経験を有する講師陣による講義やケース検討を通して、入門から応用編までを学ぶことができます。

第24回 薬物依存臨床医師研修（昭和62年度から開始）

本研修は、薬物依存に関する基礎・臨床・施策にわたる知識の理解と臨床的対応の普及を目的としており、年1回開催しています。対象者は薬物依存の臨床に現在関わっているか今後その予定がある医師です。各界の第一人者を講師陣に配した研修内容となっており、初級から中級向けの方が対象となります。

第12回 薬物依存臨床看護等研修（平成10年度から開始）

本研修は、薬物依存に関する基礎・臨床・施策にわたる知識の理解と臨床的対応の普及を目的としており、年1回開催しています。対象者は精神科病院、精神保健福祉センター等に勤務する看護師及び精神保健福祉士等です。各界の第一人者を講師陣に配した研修内容となっており、初級から中級向けの方が対象となります。

第3回 発達障害精神医療研修（平成20年度から開始）

本研修は、一般精神医療現場や精神保健領域で出会う種々の主訴を有する青年成人精神科患者のなかで、背景に未診断あるいは臨床閣下の広汎性発達障害を有する患者の特徴や病態、その鑑別診断、そして治療上の留意点とその実際についての理解を深めることを目的とします。さらに、社会適応やQOLを高めることを目的とするライフステージを通じた支援システムにおける医療の役割と、他領域との連携について経験知を広げることを目指し、年1回開催します。対象者は、自治体において青年期を含む精神医療の中核となる機関（精神科病院、総合病院精神科、精神保健福祉センター等）に勤務する精神科医です。

第2回 アウトリーチによる地域ケアマネジメント並びに訪問型生活訓練（平成21年度から開始）

本研修は、受講者が精神障害者・知的障害者の安定した地域生活の支援、退院促進を目指したアウトリーチによる地域ケアマネジメント、ならびにこれを含む障害者自立支援法上の訪問型生活訓練の実践を普及させるため、必要な技術や課題の修得を目的とするもので、年1回開催します。

対象は、精神障害者・知的障害者の支援のために、社会福祉・医療の臨床・行政で、アウトリーチ型によるケアマネジメントや、訪問型による生活訓練の実践に取り組んでいる方、あるいは実施や事業の展開を今後検討している方で、職種は問いません。内容としては、さまざまなアウトリーチ型の支援に必要なスキルに関する演習・講義、実際の臨床実践の検討、アウトリーチ型のサービスの運営方法など、演習を多く取り入れたものとなっています。

第7回 摂食障害看護研修（平成16年度から開始）

本研修は、「摂食障害」の看護に関する身体と心理両面からの病態の理解とチーム医療の実践を目指すもので、年1回開催しています。対象者は、看護師および保健師、作業療法士、精神保健福祉士等です。内容は基本的知識の習得とともに、小児科、心療内科、精神科各病棟での治療の実際を先進的に取り組んでいる施設からのレポートを通じて、実践方法を提示します。身体的合併症の管理や栄養リハビリテーションなどの実際についても学ぶ機会を提供します。

第5回 犯罪被害者メンタルケア研修（平成18年度から開始）

本研修は、犯罪被害者等基本法の成立に伴い増加するであろう犯罪被害者及びその家族の相談や治療に対応できる精神医療従事者の育成のための研修で、年1回開催します。

対象者は精神保健福祉センター、保健所、及び一般の精神科医療機関において治療、相談にあたっている中堅の精神科医師、精神保健福祉士、臨床心理業務に従事する者、保健師、看護師です。犯罪被害者およびその家族のおかれている現状、犯罪被害者等基本法及び基本計画の概要、関連する司法制度などの基本的知識のほか、初期対応の実際や事例を通じた検討など現場に応用できる技術についても学びます。

第8回 ACT研修（平成15年度から開始）

本研修は、受講者が包括型地域生活支援プログラム（ACT）を理解し、地域中心の地域精神保健システム作りに一歩前進できるようになることを目指すもので、年1回開催します。

平成 22 年度自殺予防に関する研修 (独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所)

対象は ACT の実践に取り組んでいる方あるいは実施を検討している方で、職種は問いません。内容としては、さまざまな職種の参加者が「模擬多職種チーム」として異なる視点で議論する場があるほか、ACT の臨床事例についての討論、地域でのシステム作りなど、演習を多く取り入れたものとなっています。

平成22年度精神保健に関する技術研修課程実施計画表

課程名	定員	当センターの 受付期間												主任 副主任	会場	受講料	
		22年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月				3月
【第4回】 精神科医療評価 ・均てん化研修	30		5(月)		14(月)										伊藤 弘人 野田 寿恵	小平市	¥15,000
【第5回】 発達障害 早期総合 支援研修	50		12(月)		23(木)										神尾 陽子 井口 英子	小平市	無料
【第7回】 精神保健指導 課程研修	60		19(月)		30(木)										竹島 正 松本 俊彦 立森 久照 川野 健治	小平市	¥30,000
【第9回】 発達障害支援 医学研修	60		8(木)		25(火)										稲垣 真澄 井上 祐紀 軍司 敦子	小平市	無料
【第5回】 司法精神医学研修	70		10(月)		13(火)										吉川 和男	小平市	¥10,000
【第1回】 PTSD 医療研修	30		10(月)		22(木)										金 吉晴	小平市	¥7,000
【第4回】 自殺総合対策 企画研修	100				18(金)										竹島 正 松本 俊彦 川野 健治 稲垣 正俊	小平市	¥15,000
【第8回】 摂食障害治療研修	40				7(月)										小教 元 安藤 哲也	小平市	¥24,000
【第2回】 薬物依存臨床 医師研修 【第12回】 薬物依存臨床 看護学研修	30 40				21(月)										和田 清 松本 俊彦 松田 正彦	小平市	¥24,000
【第3回】 発達障害 精神医療研修	70				26(月)										神尾 陽子 井口 英子	小平市	無料
【第2回】 アウトリーチによる地域 ケアマネジメント並びに訪問 型生活訓練研修	50				22(木)										伊藤 新一郎	小平市	¥20,000
【第7回】 摂食障害看護研修	30				8(月)										小教 元 安藤 哲也	小平市	¥18,000
【第5回】 犯罪被害者 メンタルケア研修	30														金 吉晴 中島 聡美	小平市	¥15,000
【第8回】 ACT研修	40														伊藤 新一郎 瀬戸屋 雄太郎	小平市	¥20,000
【第10回】 発達障害支援 医学研修	60														稲垣 真澄 井上 祐紀 軍司 敦子	小平市	無料

…今回追加した研修 会場：小平市…国立精神・神経医療研究センター研究所3号館及び研究所本館

第1回 心理職自殺予防研修

- 目的
 - 1) 医療現場における心理職が患者の自殺予防に関わる重要性を理解し、自殺に傾いた人に適切に対応できるようにする。
 - 2) 研修参加者の評価を参考に、今後の研修のあり方を検討する。
- 対象者
 - 精神科医療機関等で働く心理職で、経験5年以内の方
- 研修期間
 - 平成22年7月5日(月)から平成22年7月6日(火)まで
- 研修主題
 - 自殺のアセスメントと基本的対応、関連する精神科診断、薬物療法の知識、ソーシャルワーク等の基礎知識の習得
- 課程内容

課題項目	時間
自殺のアセスメントと基本的対応	
精神科診断と薬物療法の考え方	
ソーシャルワーク	
自傷行為の理解と対応	
自殺のリスクマネジメント(病院内でのポストベンション)	
総合計	(合計) 12時間
- 定員
 - 60名(応募者多数の場合は選考)
- 研修費用
 - 受講料なし
- 受講期間
 - 平成22年5月6日(木)から平成22年5月21日(金)まで
- 場所
 - 国立精神・神経医療研究センター研究所3号館

第1回 精神科医療従事者自殺予防研修

- 目的
 - 1) 自殺予防における精神科医療の具体的な役割を理解する。
 - 2) 自殺の背景にある精神疾患の実態を踏まえた、総合的な精神科医療の提供、チーム医療の実現、地域連携を促す。
 - 3) 研修参加者の評価を参考に、今後の研修のあり方を検討する。
- 対象者
 - 医師を含む医療従事者
- 研修期間
 - 平成22年9月14日(火)～平成22年9月15日(水)
- 研修主題
 - 精神科医療における自殺予防の取組の充実
- 課程内容

課題項目	時間
わが国の自殺および自殺対策の実態、精神科医療の役割	
自殺と精神疾患	
日常臨床における自殺予防	
薬物療法の注意点～薬物乱用・過量服薬を防ぐために	
チーム医療	
地域連携のあり方	
総合計	(合計) 12時間
- 定員
 - 80名(応募者多数の場合は選考)
- 研修費用
 - 受講料なし
- 受講期間
 - 平成22年7月14日(水)から平成22年7月29日(木)まで
- 場所
 - 国立精神・神経医療研究センター研究所3号館

第2回 精神科医療従事者自殺予防研修

1. 目的
 - 1) 自殺予防における精神科医療の具体的な役割を理解する。
 - 2) 自殺の背景にある精神疾患の実態を踏まえ、総合的な精神科医療の提供、チーム医療の実現、地域連携を促す。
 - 3) 研修参加者の評価を参考に、今後の研修のあり方を検討する。
2. 対象者
 - 医師を含む医療従事者
3. 研修期間
 - 平成22年11月30日(火)～平成22年12月1日(水)
4. 場所
 - 岡山コンベンションセンター(岡山県)
5. 研修主題
 - 精神科医療における自殺予防の取組の充実
6. 課程内容

課題項目	時間
わが国の自殺および自殺対策の実態、精神科医療の役割	
自殺と精神疾患	
日常臨床における自殺予防	
薬物療法への注意～薬物乱用・過量服薬を防ぐために	
チーム医療	
地域連携のあり方	
総合計	(合計) 12時間
7. 定員
 - 80名(応募者多数の場合は選考)
8. 研修費用
 - 受講料なし
9. 受講願書受付期間

第1回 自殺予防のための自傷行為とパーソナリティ障害の理解と対応研修

1. 目的
 - 1) 自傷を繰り返す者、あるいは、パーソナリティ障害を抱える者が自殺リスクの高い一層であることを理解し、適切に治療・対応できるようにすること。
 - 2) 研修参加者の評価を参考に、今後の研修のあり方を検討する。
2. 対象者
 - 医療機関、自治体における相談業務従事者
3. 研修期間
 - 平成22年11月8日(月)から平成22年11月9日(火)まで
4. 研修主題
 - 自傷を繰り返す者、あるいは、パーソナリティ障害を抱える者に対する感情感を克服し、その自殺リスクの高さを理解したうえで、適切な対応ができるようになること
5. 課程内容

課題項目	時間
自傷行為の理解と対応	
パーソナリティ障害の自殺リスクと治療に関するエビデンス	
パーソナリティ障害に対する面接技術	
薬物療法への注意～薬物乱用・過量服薬を防ぐために	
非薬物的行動療法の紹介	
パーソナリティ障害の地域支援のあり方	
総合計	(合計) 12時間
6. 定員
 - 60名(応募者多数の場合は選考)
7. 研修費用
 - 当該研修について受講料はかかりません。
8. 受講願書受付期間
 - 平成22年9月8日(水)から平成22年9月21日(火)まで
9. 場所
 - 国立精神・神経医療研究センター研究所3号館

厚生労働省「自殺・うつ病対策プロジェクトチーム」とりまとめ概要

誰もが安心して生きられる温かい社会づくりを目指して
～厚生労働省における自殺・うつ病等への対策～

厚生労働省 自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム報告
(平成22年5月28日)

今後の厚生労働省の対策 五本柱

- 柱1 普及啓発の重点的実施
～当事者の気持ちに寄り添ったメッセージを発信する～
- 柱2 ゲートキーパー機能の充実と地域連携体制の構築
～悩みのある人を、早的確に必要な支援につなぐ～
- 柱3 職場におけるメンタルヘルス対策・職場復帰支援の充実
～一人一人を大切に職場づくりを進める～
- 柱4 アウトリーチ(訪問支援)の充実
～一人一人の身近な生活の場へ支援を届ける～
- 柱5 精神保健医療改革の推進
～質の高い医療提供体制づくりを進める～

自殺の実態の分析

- ＜様々な統計データの分析を実施＞
- 自殺には多くの要因が関連
- 自殺率の高いハイリスク者
 - 無職者
 - 離婚者など独居者
 - 生活保護受給者
 - 精神疾患患者
- 有職者の自殺率も上昇
- 地域・時節など様々な要因をとらえた効果的な対策が求められる

うつ病等の精神疾患

- うつ病の受診患者数の急激な増加
- 治療を受けていない重症者の存在
- 自殺の背景に、様々な精神疾患が関連することが多い
- 精神科医療の改革と診療の質の向上が求められている

誰もが安心して生きられる温かい社会づくりを目指して
～厚生労働省における自殺・うつ病等への対策～

厚生労働省 自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム報告
(平成22年5月28日)

柱1 普及啓発の重点的実施
～当事者の気持ちに寄り添ったメッセージを発信する～

- 睡眠キャンペーンの継続的実施
- 当事者が相談しやすくなるようなメッセージの発信
- うつ病を含めた精神疾患に関するウェブサイトの開発
- 「生きる支援」の総合検索サイトの拡充
- 都道府県等に対する効果的な自殺対策の周知
- ハローワークにおける失業者への情報提供方法の充実

柱2 ゲートキーパー機能の充実と地域連携体制の構築
～悩みのある人を、早的確に必要な支援につなぐ～

- ＜うつ病等の精神疾患にかかっている方を対象に＞
- 都道府県・市町村における精神保健体制の充実
- かかりつけ医と精神科医の地域連携の強化
- ＜主として、求職中の方を対象に＞
- ハローワーク職員の相談支援力の向上
- 都道府県等が行う心の健康相談等へのハローワークの協力
- 求職者のストレスチェック及びメール相談事業の実施
- 生活福祉・就労支援協議会の活用
- ＜主として、一人暮らしの方を対象に＞
- 地域における孤立防止等のための支援
- ＜生活保護を受給している方を対象に＞
- 生活保護受給者への相談・支援体制の強化

柱3 職場におけるメンタルヘルス対策・職場復帰支援の充実
～一人一人を大切に職場づくりを進める～

- 管理職に対する教育の促進
- 職場のメンタルヘルス対策に関する情報提供の充実
- 職場におけるメンタルヘルス不調者の把握及び対応
- メンタルヘルス不調者に適切に対応出来る産業保健スタッフの養成
- 長時間労働の抑制等に向けた働き方の見直しの促進
- 配置転換後のハイリスク期における取組の強化
- 職場環境に関するモニタリングの実施
- 労災申請に対する支給決定手続きの迅速化
- うつ病等による休職者の職場復帰のための支援の実施
- 地域・職域の連携の推進

柱4 アウトリーチ(訪問支援)の充実
～一人一人の身近な生活の場へ支援を届ける～

- 精神疾患の未治療・治療中断者等へのアウトリーチの充実

柱5 精神保健医療改革の推進
～質の高い医療提供体制づくりを進める～

- 「認知行動療法」の普及等のうつ病対策の充実
- 自殺未遂者に対する医療体制の強化
- 治療を中断した患者へのフォロー体制の確立
- 精神保健医療改革の方向性の具体化

全国精神保健福祉連絡協議会規約

(昭和 38 年 11 月 21 日 制 定)

(昭和 40 年 11 月 18 日 一部改正)

(昭和 51 年 4 月 1 日 一部改正)

(昭和 55 年 3 月 16 日 一部改正)

(昭和 55 年 11 月 6 日 一部改正)

(昭和 56 年 11 月 5 日 一部改正)

(昭和 62 年 11 月 5 日 一部改正)

(平成 2 年 10 月 31 日 一部改正)

(平成 5 年 10 月 28 日 一部改正)

(平成 7 年 10 月 26 日 一部改正)

(平成 18 年 11 月 1 日 一部改正)

(目 的)

第 1 条 この会は、各都道府県（指定都市を含む。）精神保健福祉協会及び精神衛生協会又は協議会（以下「地方精神保健福祉協議会」という。）間の連絡を図り、もって精神保健福祉の普及発展に資することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この会は、全国精神保健福祉連絡協議会という。

(事務局)

第 3 条 この会の事務局の、設置場所は会長に一任する。

(事 業)

第 4 条 この会は、第 1 条の目的を達成するため、各種の事業を行う。

(会 員)

第 5 条 この会の会員は、地方精神保健福祉協議会とする。

(役員の種類及び数)

第 6 条 この会に、次の役員を置く。

理 事	15 名以内
内 会 長	1 名
副 会 長	2 名
常務理事	3 名以内
監 事	2 名

(役員を選任方法)

第 7 条 役員を選任方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 別表に掲げる都道府県の地区ごとに、当該地区内の地方精神保健福祉協議会の協議により、地方精神保健福祉協議会の役員のうちから理事となる者一名を選任する。

(2) 前号の理事のほか、精神保健福祉に関し学識経験のある者若干名を総会の決議を得て理事と

して選任する。

(3) 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選による。

ただし、役員が構成されない場合は、総会の決議により決定することができる。

(4) 監事は、地方精神保健福祉協議会の役員のうちから総会の決議により選出する。

(5) 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務権限)

第 8 条 会長は、この会を統括し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務理事会を組織して常務を処理する。

4 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は二年とする。

ただし、再任を妨げない。

(任期満了等の場合の取扱)

第 10 条 役員が辞任又は任期満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(顧問及び参与)

第 11 条 この会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会及び理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(幹 事)

第 12 条 この会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、精神保健福祉に関し学識経験ある者につき会長が委嘱する。

3 幹事は、会長の諮問に応じ、この会の事業全般に関する企画の策定に従事する。

(会 議)

第 13 条 会議は、総会、理事会及び常務理事会とする。

2 総会は、本会の役員及び各地方精神保健福祉協議会の代表者一名をもって構成し、毎年一回以上これを開催する。

3 理事会及び常務理事会は、必要の都度会長がこれを召集し、議長となる。

(財 政)

第 14 条 この会の経費は、地方精神保健福祉協議会の分担金その他をもってあてる。

(会計年度)

第 15 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(職 員)

第 16 条 この会に職員若干名を置き、会長が任免する。

(細 則)

第 17 条 この規約施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

2 規約改正は、総会の決議による。

別 表

地 区	所 属 する 都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県
関東甲信	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県
東海北陸	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県 福井県
近 畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中 国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四 国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九 州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

全国精神保健福祉連絡協議会役員名簿

平成 22 年 4 月 1 日現在

区 分	会 長 名	所 属	〒 所 在 地	T E L	
会 長	※ 吉川 武彦	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 名誉所長 (中部学院大学教授)	187-8553 小平市小川東町 4-1-1 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所	042-341-2711	
副 会 長	※ 竹島 正	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 部長	187-8553 小平市小川東町 4-1-1 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所	042-341-2711	
	※ 松岡 洋夫	(社) 宮城県精神保健福祉協会 会長	989-6117 大崎市古川旭 5 丁目 7-20 県精神保健福祉センター内	0229-23-0021	
理 事	北 海 道	伊東 嘉弘	北海道精神保健協会 会長	003-0029 札幌市白石区平和通 17 丁目北 1-13 ころのりカバリー総合支援センター内	011-861-6353
	東 北	松岡 洋夫	(副会長)		
	関東甲信	水野 雅文	東京都精神保健福祉協議会 会長	143-8541 大田区大森西 6-11-1 東邦大学医学部 精神神経医学講座内	
	東海北陸	加藤 正武	静岡県精神保健協会 会長	422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20 静岡総合庁舎別館 3 階	054-202-1220
	近 畿	矢内 純吉	(社) 大阪精神保健福祉協会 会長	591-8003 堺市北区船場町 217 番地 大阪精神科病院協会内	072-255-5611
	中 国	黒田 重利	(社) 岡山県精神保健福祉協会 会長	703-8278 岡山市古京町 1-1-10-101 県立精神保健福祉センター内	086-273-0640
	四 国	大森 哲郎	徳島県精神保健福祉協会 会長	770-8570 徳島市万代町 1-1 県保健福祉部健康増進課内	088-621-2225
	九 州	※ 田代 信維	福岡県精神保健福祉協会 会長	816-0804 春日市原町 3-1-7 県精神保健福祉センター内	092-584-8720
	学 識 経 験 者	佐藤 壹三	千葉県精神保健福祉協会 顧問	260-0801 千葉市中央区仁戸名町 357-11	043-261-4500
		※ 浅井 昌弘	(財) 井の頭病院 名誉院長	181-8531 三鷹市上連雀 4-14-1	0422-44-5331
監 事	丸山 晋	淑徳大学 総合福祉学科 教授	260-8701 千葉市大巖寺町 200 淑徳大学 総合福祉学部	043-265-7331	
	井上 新平	高知県精神保健福祉協会 会長	780-0850 高知市丸ノ内 1-2-20 県健康福祉部障害保健福祉課内	088-823-9669	
顧 問	中尾 弘之	福岡県精神保健福祉協会 名誉会長	838-0823 朝倉郡三輪町大字山隈 500 朝倉記念病院	0946-22-1011	
	藤縄 昭	精神保健研究所 名誉所長	658-0001 神戸市東灘区森北町 6-2-23 甲南女子大学	078-431-0591	
	大塚 俊男	精神保健研究所 名誉所長			
	現職所長	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 部長	178-8553 小平市小川東町 4-1-1 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所	042-346-1942	

※常務理事

地方精神保健福祉協議会名簿

平成22年6月1日現在

地区	名称	会長名	〒	所在地	T E L	F A X
東 北	北海道精神保健協会	伊東 嘉弘	003-0029	札幌市白石区平和通17丁目北1-13 こころのリハビリ総合支援センター内	011-861-6353	011-861-6330
	青森県精神保健福祉協会	兼子 直	038-0031	青森市大字三内字沢部353-92 県立精神保健福祉センター内	017-787-3951	017-787-3956
	岩手県精神保健福祉協会	酒井 明夫	020-0015	盛岡市本町通3-19-1 県精神保健福祉センター内	019-629-9616	019-629-9619
	(社)宮城県精神保健福祉協会	松岡 洋夫	989-6117	大崎市古川旭5丁目7-20 県精神保健福祉センター内	0229-23-0021	0229-23-0388
	秋田県精神保健福祉協会	清水 徹男	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館4階	018-864-5011	018-864-5011
	山形県精神保健福祉協会	大谷 浩一	990-0021	山形市小白川町2-3-30 県精神保健福祉センター内	023-624-1217	023-624-1656
	福島県精神保健福祉協会	丹羽 真一	960-8012	福島市御山町8-30 県精神保健福祉センター内	024-535-3556	024-533-2408
	新潟県精神保健福祉協会	染矢 俊幸	950-0994	新潟市中央区上所2-2-3 県精神保健福祉センター内	025-280-0111	025-280-0112
	茨城県精神保健協会	池田 八郎	310-0852	水戸市笠原町不動産993-2 県精神保健福祉センター内	029-241-3352	029-241-3352
	(財)栃木県精神衛生協会	青木 公平	320-0031	宇都宮市戸祭元町1-25 県保健福祉会館内	028-622-7526	028-622-7879
関 東 甲 信	群馬県精神保健福祉協会	三國 雅彦	379-2166	前橋市野中町368 県こころの健康センター内	027-263-1166	027-261-9912
	(社)埼玉県精神保健福祉協会	山内 俊雄	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2 県立精神保健福祉センター 企画広報担当内	048-723-5331	048-723-5331
	千葉県精神保健福祉協議会	日下 忠文	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2 県精神保健福祉センター内	043-263-3891	043-265-3963
	東京都精神保健福祉協議会	水野 雅文	143-8541	東京都大田区大森西6-11-1 東邦大学医学部 精神神経医学講座内		
	(社)神奈川県精神保健福祉協会	西井 華子	233-0006	横浜市港南区芹が谷2-5-2 県立精神保健福祉センター内	045-821-8822	045-821-1711
	山梨県精神保健協会	松井 紀和	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ3F 県立精神保健福祉センター内	055-254-8645	055-254-8647
	長野県精神保健福祉協議会	近藤 廉治	380-0928	長野市若里7-1-7 県精神保健福祉センター内	026-227-1810	026-227-1170
	静岡県精神保健協会	加藤 正武	422-8031	静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合庁舎別館3階	052-962-5377	052-962-5375
	愛知県精神保健福祉協会	太田 龍朗	460-0001	名古屋市中区三の丸3-2-1 県精神保健福祉センター内	052-962-5377	052-962-5375
	岐阜県精神保健福祉協会	山村 均	500-8385	岐阜市下奈良2-1-1 岐阜県精神保健福祉センター	058-273-5720	058-273-5720
東 海 北 陸	三重県精神保健福祉協議会	岡田 元宏	514-8567	津市桜橋3-446-34 三重県津庁舎保健所棟2F	059-223-5241	059-223-5242
	(社)富山県精神保健福祉協会	高柳 功	930-0887	富山市五福474-2 ゆりの木の里内	076-433-0383	076-433-0383

地区	名称	会長名	〒	所在地	T E L	F A X
東 海 北 陸	石川県精神保健福祉協会	越野 好文	920-8201	金沢市鞍月東2-6 こころの健康センター内	076-238-5761	076-238-5762
	福井県精神保健福祉協会	福田 優	910-0005	福井市大手3-7-1 織協ビル2F 県精神保健福祉センター内	0776-26-7100	0776-26-7300
近 畿	滋賀県精神保健福祉協会	山田 尚登	525-0072	草津市笠山8-4-25 県立精神医療センター内	077-567-5250	077-567-5250
	(社)京都精神保健福祉協会	林 拓二	602-8143	京都市上京区堀川通丸太町下る 西入仲之町519 京都社会福祉会館4階	075-822-3051	075-822-3051
	(社)大阪精神保健福祉協議会	矢内 純吉	591-8003	堺市北区船堂町217 大阪精神科病院協会内	072-255-5611	072-255-5611
	兵庫県精神保健福祉協会	中井 久夫	651-0073	神戸市中央区臨浜海岸通1-3-2 県立精神保健福祉センター内	078-252-4980	078-252-4981
	和歌山県精神保健福祉協会	西本香代子	640-8319	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	073-435-5194	073-435-5193
中 国	鳥取県精神保健福祉協会	内海 敏	680-0901	鳥取市江津318-1 県立精神保健福祉センター内	0857-21-3031	0857-21-3034
	島根県精神保健福祉協会	堀口 淳	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2F 県立心と体の相談センター内	0852-32-5905	0852-32-5924
	(社)岡山県精神保健福祉協会	黒田 重利	703-8278	岡山市古京町1-1-10-101 県立精神保健福祉センター内	086-273-0640	086-272-8881
	(社)広島県精神保健福祉協会	山脇 成人	739-0323	広島市安芸区中野東4-11-13 瀬野川病院内	082-893-6242	082-893-6242
	山口県精神保健福祉協会	渡辺 義文	747-0801	防府市駅南町13-40 山口県防府総合庁舎内	0835-27-3480	0835-27-4457
四 国	徳島県精神保健福祉協会	大森 哲郎	770-8570	徳島市万代町1-1 県保健福祉部健康増進課内	088-621-2225	088-621-2841
	香川県精神保健福祉協会	中村 祐	760-8570	高松市番町4-1-10 県健康福祉部障害福祉課内	087-832-3294	087-806-0209
	愛媛県精神保健福祉協会	園田 順二	790-8570	松山市一番町4-4-2 県保健福祉部健康増進課内	089-934-5714	089-912-2399
	高知県精神保健福祉協会	井上 新平	780-0850	高知市丸ノ内1-2-20 県健康福祉部障害福祉課内	088-823-9669	088-823-9260
九 州	福岡県精神保健福祉協会	田代 信維	816-0804	春日市原町3-1-7 県精神保健福祉センター内	092-584-8720	092-584-8720
	佐賀県精神保健福祉協会	山田 茂人	845-0001	佐賀県小城市小城町178-9 県精神保健福祉センター内	0952-73-5060	0952-73-3388
	(社)長崎県精神保健福祉協会	小澤 寛樹	852-8114	長崎市橋口町10-22 長崎子ども・女性・障害者支援 センター 精神保健福祉課内	095-846-5115	095-846-8920
	(社)熊本県精神保健福祉協会	南 龍一	860-0844	熊本市水道町9-16 県精神保健福祉センター内	096-354-9214	096-354-9219
	大分県精神保健福祉協会	淵野 耕三	870-1155	大分市玉沢平石908 県精神保健福祉センター内	097-541-5276	097-541-6627
	宮崎県精神保健福祉連絡協議会	三山 吉夫	880-0032	宮崎市霧島1-1-2 県精神保健福祉センター内	0985-27-5663	0985-27-5276
	鹿児島県精神保健福祉協議会	吉牟田 直	890-0065	鹿児島市郡元3-3-5 県精神保健福祉センター内	099-255-0617	099-255-0636
	(財)沖縄県精神保健福祉協会	中山 勲	901-1104	島尻郡南風原町宮平212-3 県立総合精神保健福祉センター内	098-888-1396	098-888-1396

№	氏名	住所	性別	年齢	職業	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						

〒187-8553 東京都小平市小川東町4-1-1
 全国精神保健福祉連絡協議会事務局
 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
 精神保健研究所 精神保健計画研究部内
 TEL 042-341-2711 内(6209)
 FAX 042-346-1950

